

愛知県の「4号随契制度」の概要及び 認定を希望するスタートアップの募集について

1 制度の目的

愛知県では、STATION Ai を中核とした STATION Ai プロジェクトを推進し、スタートアップの成長環境の整備をしていますが、本地域のスタートアップ・エコシステムのさらなる発展のためには、より事業規模の大きなスタートアップを生み出していくことが重要です。

スタートアップの規模を拡大するためには、スタートアップの製品やサービスの導入実績を増やすこと、そのためには民間だけでなく公共におけるスタートアップの製品等の調達を促進させることが必要です。

革新的な技術を有する新商品の生産や新役務を提供するスタートアップを、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」と認定し、随意契約を可能とすることで、愛知県による率先的な調達を通じて、本地域におけるスタートアップからの公共調達によるスタートアップの成長支援を目的としています。

2 認定による効果

(1) 愛知県の機関で当該新商品及び新役務（以下「新製品等」という。）を調達する際に、随意契約による調達が可能となります。

※ ただし、認定により新製品等の調達を約束するものではありません。

(2) 愛知県の Web カタログへの掲載等において、広く新製品等を PR します。

3 募集期間

2026 年 6 月 2 日（火）から 2027 年 2 月 26 日（金）まで

4 申請者の要件

STATION Ai のスタートアップ会員又は設立若しくは事業承継から概ね 10 年以内でイグジット（IPO/M&A など）していない者であって、かつ愛知県が調達を検討している新製品等を有する者のうち、次のいずれかに該当する者。

(1) 愛知県が実施する実証実験への参加実績を有する者^{*1}

(2) 愛知県が実施するスタートアップ関連事業に採択された実績を有する者^{*2}

(3) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29

号。以下「規則」という。) 第 12 条の 3 各項に定める手続きにより、他の普通地方公共団体の長による新製品等の認定を受けた者

なお、次のいずれかに該当する者は対象となりません。

- ア 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けた者
 - イ 愛知県からの指名停止の措置を受けその期間にある者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
 - エ 国税及び地方税を滞納している者
 - オ その他、愛知県が適切でないと判断する者
- ※ 1 愛知県が実施する実証実験とは、「デジタル技術活用課題解決支援事業（AICHI X TECH、総務局総務部デジタル戦略課）」「あいち農業イノベーションプロジェクト（農業水産局農政部農業経営課）」を指します。
- ※ 2 愛知県が実施するスタートアップ関連事業とは、「スタートアップ公共調達促進事業（Ai-PACT）」を指します。

5 認定の期間

認定の通知をした日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までとなります。ただし、「4 申請者の要件(3)」に該当する者に対する認定の期間は、他の普通地方公共団体の長による新製品等の認定期間を超えることはできません。

6 認定基準

新製品等が次の全てに該当すること。

なお、新製品等とは、新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務であり、申請時において販売開始から概ね 5 年以内のものを指します。

- (1) 既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は県民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新製品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新製品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

7 応募方法

(1) 申請書類

- ア 申請書（認定要綱 様式第1号）
- イ 実施計画（認定要綱 様式第1号 別添1）
- ウ 愛知県による調達検討意思確認書（認定要綱 様式第1号 別添2）
- エ 新製品等の詳細が分かるカタログ
- オ 登記事項証明書等
- カ 直近期の決算資料
- キ 会社概要
- ク 納税証明書

※ 認定要綱とは、別に定める「スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱」を指します。

(2) 申請方法・提出先

メールにより提出してください。

なお、表題には「愛知県の4号随契制度に係る申請について」と記載してください。

提出先：startup@pref.aichi.lg.jp

(3) 問合せ先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 拠点推進グループ

メール：startup@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6699

(4) 結果の通知

審査の結果については、メールにより通知します。

なお、認定された事業者には、後日、愛知県のWebカタログへの公表内容の原稿作成等をお願いする予定です。

8 募集要領

下記URLのHPをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/discretionarycontractitem4.html>

9 その他

今回お知らせする「4号随契制度」は愛知県の制度であり、各市町村が認定を行う場合は、当該市町村で4号随契に係る制度を構築する必要があります。